

一級建築士の免許登録申請 実務経歴書チェックシート

(令和2年(2020年)以降の一級建築士試験合格者用)

以下の内容を確認し、記入要領等も参照の上で本紙をチェックして申請書類と併せて提出してください。
 なお、書類の記載に不備があった場合は再提出をお願いすることがあります。再提出となった場合、免許証明書の交付に通常(3カ月程度)よりも更にお時間を要する場合がありますのでご注意ください。

合格番号： _____

氏 名： _____

以下は、これまでの申請実績をもとに、特に不備が多い内容についてチェック項目として整理したものです。

No.	チェック項目	チェック欄 (該当ない場合は「-」を記載)	参照先
例	● 令和2年(2020年)以降の一級建築士試験合格者か？	✓ (手書き可)	-
1	● 建築物の設計、工事監理、指導監督、施工管理等を実務経歴として申請する場合、「対象物件の名称等」「対象物件の所在地」を適切に記載した。 個人情報等による制約があっても、物件名称をイニシャル表記で「A邸」などと記載してください。物件所在地についても市区町村名までの記載は必須です。		記入要領 ⑨対象物件の名称等 ⑩対象物件の所在地
2	● 「建築実務の割合」について、実務経歴書の「記入例」と「記入要領」を参照のうえ正しく記載した。 所属法人における月の法定労働時間以上、登録対象実務に従事した場合は100%と記入してください。なお、この割合は業務の寄与度を示すものではありません。		記入要領 ⑫建築実務の割合
3	● 「実務経歴の対象となる業務の内容」について、記載するコード番号は実務の実施時期に応じたものである。 【実務実施期間とコード番号】 ・ 令和2年3月1日以降 ⇒ Cのコード ・ 平成20年11月28日～令和2年2月29日 ⇒ Bのコード ・ 平成20年11月27日以前 ⇒ Aのコード 実務の実施時期がコード番号の期間を跨ぐ場合は、時期が古い方のコード番号を記載してください。		「建築士資格に係る実務経歴の対象実務の例示コード表」参照
4	● 「実務経歴の対象となる業務の内容」について、単純な業務名のみではなく、担当した建築士登録対象実務の詳細を記載した。 設計や施工管理等の場合、物件概要(建築物の用途・構造・階数・延べ面積)、工事種別(新築、増改築、修繕等 新築以外の場合は設計や施工の対象部位も)を必ず記載してください。確認申請に関する書類作成業務は対象外なので記載しないでください。		記入要領 ⑭実務経歴の対象となる業務の内容
5	● 実際には複数の対象実務を同時期に併行して行っている場合、実務経歴書への記載は業務始期が新しい実務を優先し重複しないよう実務経歴期間を記載した(業務始期が古い方の実務は実務経歴期間として重複記載できません)。		記入要領 ⑮建築実務経歴期間
6	● 建築一式工事の施工管理業務を申請する場合、建築一式工事であることを明記した上で具体の担当業務を記載した。 建築一式工事として記載する場合については、建築物の請負工事が決算年度毎に都道府県等へ提出する工事経歴書に「建築一式工事」として届出されている事を確認してください。		-

※実務経歴証明書の記入要領は、(公社)日本建築士会連合会 建築士登録部のホームページに掲載しています。